

シリーズ「国民健康保険」の話



カモン君

●問合せ先 国保年金課国保係 ☎72-2111 (内線424・425)

前は、小郡市国民健康保険(国保)の厳しい財政状況を見てきました。

今回は、国保会計の大きな支出項目の一つである「後期高齢者支援金」と「介護納付金」について、「国民健康保険制度」と「後期高齢者医療制度」、「介護保険制度」それぞれの関係とあわせて説明します。

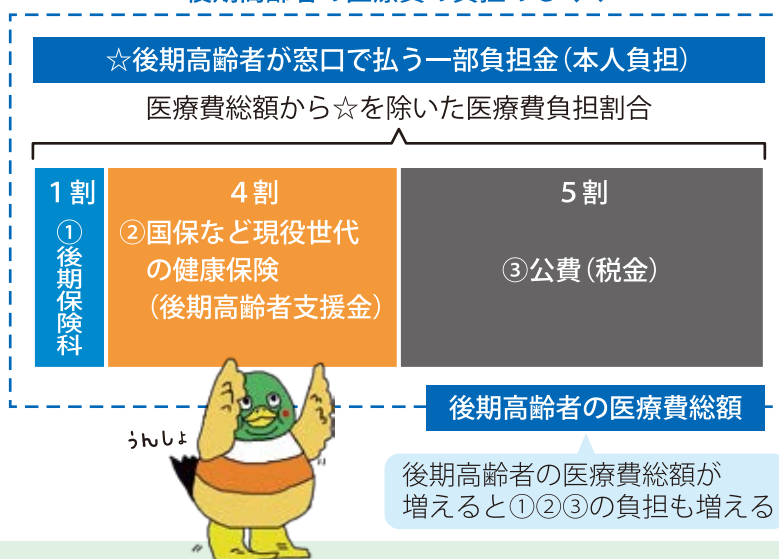
国民健康保険は 後期高齢者医療の費用の一部を支えています

平成20年度から、75歳以上の人は国保や職場の健康保険を脱退し、「後期高齢者医療制度」に加入することになりました。

これは高齢者の医療を社会全体で支えるための制度で、後期高齢者の医療費を①後期高齢者自身②国保や勤め先の健康保険など現役世代の健康保険③公費(税金)で分担して負担する仕組みです。

この後期高齢者医療制度のために、国保を含む現役世代の健康保険が支出しているのが「後期高齢者支援金」です。

後期高齢者の医療費の負担のしくみ



PICK UP! 保険税のしくみ

右表は国民健康保険税の税率表です。毎年の保険税の通知などを見て「項目がたくさんあるのはなぜかな?」と思った人もいるのではないのでしょうか。

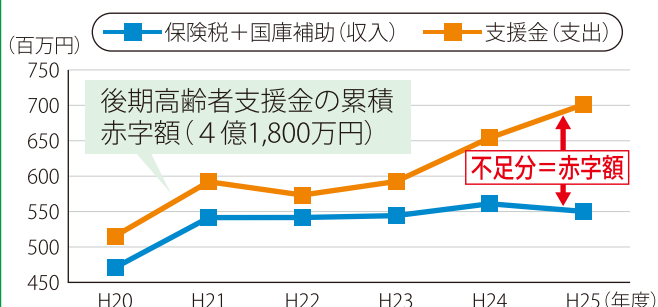
国保は、加入者の医療費だけではなく、上記「後期高齢者支援金」、次に説明する「介護納付金」を負担しています。

項目が「医療費分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」に分かれているのは、「これらの費用を支出するために、それぞれの費目ごとに必要な金額を計算し、別に税率を定めて賦課をする」という仕組みによるものなのです。

	医療費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分(40-64歳)
所得割	8.0%	2.6%	2.3%
均等割	24,000円	7,000円	7,000円
平等割	24,000円	7,000円	7,000円

【平成26年度の小郡市国民健康保険税の税率表】

小郡市の後期高齢者支援金と支援金分保険税の推移



国保が後期高齢者医療制度に支払う支援金の額は、後期高齢者の医療費が増えるにつれて増えていきます。これは前回説明した「国保加入者の医療費が増えると、国保の保険給付費が増える」ということと同じです。

しかし、市の国保会計では、支出(後期高齢者支援金)に見合う収入(後期高齢者支援金分保険税など)を得られていないのが現状です。このことが国保の累積赤字の原因の一つになっています。

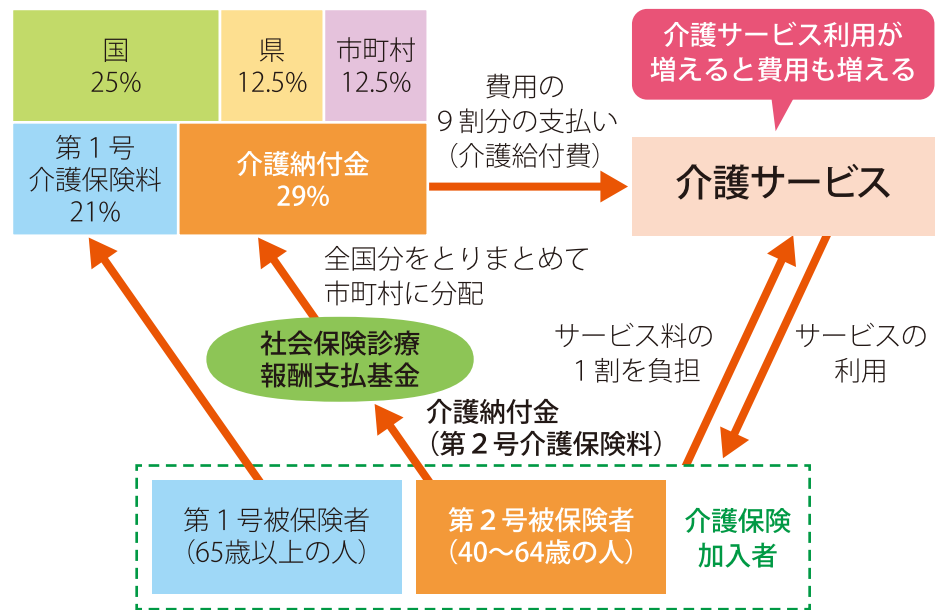
国民健康保険は介護保険の費用の一部を負担しています

介護保険制度は、介護サービスに必要な費用を、国・県・市町村・介護保険の被保険者が負担することで、介護の必要な高齢者を支えるための制度です。

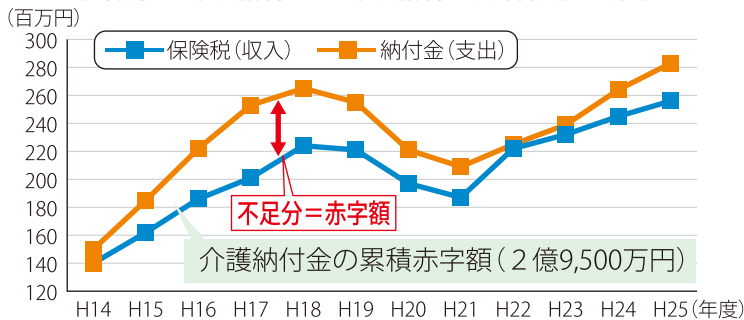
被保険者の負担分のうち、「第2号被保険者(40～64歳)」の介護保険料は、加入中の健康保険を通じて保険税(料)の一部として徴収され、「介護納付金」として支払われます。

この「介護納付金」に相当する保険税の費目が「介護納付金分」です。

【市町村の介護保険特別会計】(%はH24～26年度)



小郡市の介護納付金と介護納付金分保険税の推移



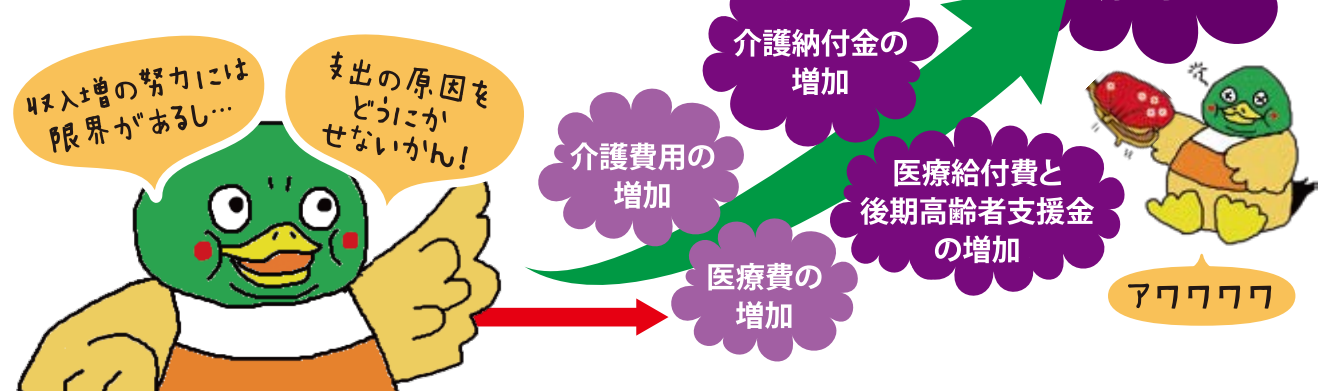
健康保険が支払わなければならない介護納付金の額は、その年度の介護費用や全国の第2号被保険者数の見込みによって毎年変動しますが、介護サービスの利用の伸びにより、おおむね増加傾向にあります。

こちらも後期高齢者支援金同様、支出(介護納付金)に見合う収入(介護納付金分保険税)を確保できておらず、累積赤字の原因となっています。

共通する問題：収入が給付(サービス)に足りていない構造

前回と今回では、国保の赤字について「加入者の保険給付費」「後期高齢者支援金」「介護納付金」の3つの要素を説明しました。これら全てに共通しているのは、「支出に見合った収入がない」という問題です。

赤字を解消するため、支出をまかなえるだけの保険税収を増やすことも解決策の1つです。ですが、このまま際限なく支出が増え続けるとすれば、どうなるでしょうか？



次回は、国保財政の健全化に向けた市の取組みを紹介します。